



生活衛生ニュース

May 2014
Vol. 1 / No.05

発行：(株) 静環検査センター
静岡県藤枝市高柳2310番地 tel.054-634-1000 fax.054-634-1010

食品衛生法登録検査機関の業務について

登録検査機関とは

食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)に基づく登録検査機関制度とは、国の検査体制の拡充整備の一環として、平成15年の食品衛生法の改正により導入された制度であります。この登録検査機関とは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者検査機関とされております。

平成25年4月現在、登録された登録検査機関は98機関(127施設)を数えますが、弊社は平成18年2月に残留農薬、食品添加物などの理化学的検査及び汚染指標細菌などの細菌学的検査の2つの分野において登録し、現在に至っております。

この登録検査機関の主な役割は、輸入される食品等が食品衛生法に基づく国内の規格基準に適合するものであるか審査する「検疫所」に代わっての輸入食品等の行政検査の

実施であります。そのため、登録検査機関には、国の基準に従った試験品の管理、試験検査、トレーサビリティ、内部点検、精度管理などの業務管理が義務づけられ、試験結果の信頼性確保が求められております。

検疫所の業務

検疫所では、食品等の輸入時(水際)の対策として、食品衛生法により販売用、又は営業上使用することを目的として輸入する食品、添加物、器具又は容器包装、乳幼児用おもちゃについて、輸入者に対してその都度厚生労働大臣に対して届け出ることを義務付け、国内基準に適合するか審査するとともに、違反の蓋然性に応じたモニタリング検査や検査命令等を実施しています。その行政検査の件数は膨大なものであるため、検疫所は登録検査機関にこれら検査の一部を委託しております。これら行政検査の概要を以下にご紹介いたします。

(1) 指導検査等

農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、国が輸入者に対して定期的に行わせる検査である。

(2) モニタリング検査(表1※)

多種多様な輸入食品等の食品衛生上の状況について幅広く監視するため、輸入食品監視指導計画に基づき、国が年間計画に基づいて実施する検査である。検査結果の状況により輸入時の検査を強化することもある。

(3) 製品命令検査(表2※)

指導検査、モニタリング検査、又は国内での収去検査等において法違反が判明する、更に、法違反の可能性が高いと見込まれるなどの食品等について、輸入者に対し輸入の都度、検査の実施を命じる検査で、この検査結果が判明するまでは当該品の輸入はできない。なお、平成25年6月現在、検査命令の対象となっている食品は、全輸出国で17品目、26カ国・1地域で81品目となっている。

表1 モニタリング検査の種別

残留農薬	有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
抗菌性物質等	抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
添加物	保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤等
病原微生物	腸管出血性大腸菌、リステリア菌、腸炎ビブリオ等
各成分規格等	大腸菌群等、貝毒等
カビ毒	アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
その他	安全性未審査の遺伝子組み換え食品の使用の有無、認められていない放射線照射の有無

表2 過去4年間の実施・違反状況

実施年度	輸入・届出件数	検査件数	違反件数
H21年度	1,821,269	231,638	1,559
H22年度	2,001,020	247,047	1,376
H23年度	2,096,127	231,776	1,257
H22年度	2,181,495	223,380	1,053

(文責：星野 健太郎)

(参考資料)

※厚生労働省HP:監視指導・統計情報「平成24年度輸入食品監視統計」より

亜硝酸態窒素が水道水質基準に追加!

「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の一部が改正され、亜硝酸態窒素に係る基準値(0.04mg/L)が追加され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されました。これにより水道により供給される水の水質基準項目は、項目表の 9 番目に亜硝酸態窒素が追加され、従来の 50 項目から 51 項目となりました。

亜硝酸態窒素が設定された理由は?

亜硝酸態窒素とは、水中の亜硝酸イオンまたは亜硝酸塩に含まれている窒素のことです。この物質は生活排水等の下水、家畜排泄物や農地の窒素肥料が主な発生源と考えられます。これらの発生源から水中に混入したアンモニア等の窒素化合物が、環境中で生物学的または化学的に酸化・還元されると亜硝酸態窒素が生成されます。

亜硝酸態窒素のヒトに対する健康影響としては、メトヘモグロビン血症が知られています。メトヘモグロビン血症は多量の亜硝酸態窒素を体内に吸収した場合に起こるものであり、チアノーゼ症状の原因となります。また、亜硝酸塩は胃の内容物と反応することで N-ニトロソ化合物を生成し、この物質が発ガン性を有する可能性も指摘されています。亜硝酸態窒素は近年の知見から、極めて低い濃度でも影響があることがわかってきています。

その基準値と検査方法は?

そこで、従来からの硝酸態窒素との合計量としての水質基準(硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素:10mg/L以下)とは別に、単独で評価値を定めることが適当とされ、その基準値は 0.04mg/L と低い濃度に設定されています。このような微量濃度を分析するには、陰イ

オン交換樹脂カラム装着のイオンクロマトグラフによる分析法が採用されています。定量下限値は、基準値の十分の一に相当する 0.004mg/L(弊社分析の場合の数値)です。

また、硝酸・亜硝酸態窒素を水中から除去する主な方法としては、物理学的方法と生物学的方法に分類されます。前者としては、イオン交換法、電気透

析法、逆浸透膜法、触媒脱窒法等の物理的処理があり、また後者としては、従属栄養性脱窒法と独立栄養性脱窒法の二つの生物学的な処理法が採用されています。(文責:石澤 勝己)

参考資料

- 1) 社団法人日本水道協会
水道における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策の手引き(平成 12 年 3 月)
- 2) 厚生労働省ホームページ

水質基準項目と基準値(51項目)

項目	基準	項目	基準
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	プロモホルム	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.05mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	色度	5度以下
ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	濁度	2度以下
臭素酸	0.01mg/L以下		

お問い合わせ

TEL 054-634-1000 FAX 054-634-1010
http://www.seikankensa.co.jp

最新の分析機器と高精度な技術で暮らしの安心、安全をサポートする

株式会社 静環検査センター

静岡県藤枝市高柳2310番地